



三重県公報

令和6年7月30日 (火)

第 536 号

毎週火・金曜日発行

目 次

(番号)	(題 名)	(担当)	(頁)
告 示			
542	生活保護法の規定による介護扶助のための介護等を担当する機関の指定	(地 域 福 祉 課)	2
543	生活保護法の規定による指定介護機関からの名称等の変更の届出	(同)	2
544	生活保護法の規定による指定介護機関からの当該事業の廃止の届出	(同)	2
545	生活保護法の規定による指定介護機関からの当該事業の休止の届出	(同)	2
546	中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律の規定による介護支援給付のための介護等を担当する機関の指定	(同)	3
547	中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律の規定による指定介護機関からの名称等の変更の届出	(同)	3
548	中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律の規定による指定介護機関からの当該事業の廃止の届出	(同)	3
549	中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律の規定による指定介護機関からの当該事業の休止の届出	(同)	3
550	農産物検査法の規定による地域登録検査機関からの登録事項の変更の届出	(農産物安全・流通課)	4
551	漁業災害補償法の規定による一定の区域の設定の一部を改正する告示	(水 産 振 興 課)	4
公 告			
	軽油引取税に係る免税証を無効とした旨	(税 収 確 保 課)	5
	指定管理者の募集	(障 が い 福 祉 課)	5
	肥料の品質の確保等に関する法律の規定による肥料の登録	(農産物安全・流通課)	6
	肥料の品質の確保等に関する法律の規定による肥料の登録有効期間の更新	(同)	6
	肥料の品質の確保等に関する法律の規定による肥料の登録の失効	(同)	7

告 示

三重県告示第 542 号

生活保護法（昭和 25 年法律第 144 号）第 54 条の 2 第 1 項の規定により、次のとおり介護扶助のための居宅介護若しくは居宅介護支援計画の作成又は施設介護を担当させる機関を指定しました。

令和 6 年 7 月 30 日

三重県知事 一 見 勝 之

指定介護機関の名称	所在地	事業（サービス）の種類	指定年月日
榑谷内科クリニック	多気郡明和町金剛坂 816-66	居宅療養管理指導	令和 6 年 5 月 1 日
榑谷内科クリニック	多気郡明和町金剛坂 816-66	介護予防居宅療養管理指導	令和 6 年 5 月 1 日

三重県告示第 543 号

生活保護法（昭和 25 年法律第 144 号）第 54 条の 2 第 5 項において準用する同法第 50 条の 2 の規定により、次のとおり指定介護機関から名称等の変更の届出がありました。

令和 6 年 7 月 30 日

三重県知事 一 見 勝 之

指定介護機関の名称	所在地	事業（サービス）の種類	変更事項	変更内容		変更年月日
				新	旧	
度会町訪問介護事業所	度会郡度会町棚橋 1202 番地	訪問型サービス（独自）	名称	度会町訪問介護事業所	度会町介護予防・日常生活支援総合事業訪問介護事業所	令和 6 年 6 月 21 日
訪問看護ステーションよいかん四日市	四日市市松寺 2 丁目 5-18	訪問看護	所在地	四日市市松寺 2 丁目 5-18	四日市市堀木 2 丁目 8-9 R e f a g a II 303 号室	令和 6 年 6 月 1 日
訪問看護ステーションよいかん四日市	四日市市松寺 2 丁目 5-18	介護予防訪問看護	所在地	四日市市松寺 2 丁目 5-18	四日市市堀木 2 丁目 8-9 R e f a g a II 303 号室	令和 6 年 6 月 1 日
訪問看護ここよ	津市八幡町津 2526 番地 4	訪問看護	所在地	津市八幡町津 2526 番地 4	津市垂水 522 番地 1	令和 6 年 3 月 1 日

三重県告示第 544 号

生活保護法（昭和 25 年法律第 144 号）第 54 条の 2 第 5 項において準用する同法第 50 条の 2 の規定により、次のとおり指定介護機関から当該事業の廃止の届出がありました。

令和 6 年 7 月 30 日

三重県知事 一 見 勝 之

指定介護機関の名称	所在地	事業（サービス）の種類	廃止年月日
安塚薬局	鈴鹿市安塚町 1605	居宅療養管理指導	令和 6 年 5 月 31 日
安塚薬局	鈴鹿市安塚町 1605	介護予防居宅療養管理指導	令和 6 年 5 月 31 日

三重県告示第 545 号

生活保護法（昭和 25 年法律第 144 号）第 54 条の 2 第 5 項において準用する同法第 50 条の 2 の規定により、次のとおり指定介護機関から当該事業の休止の届出がありました。

令和 6 年 7 月 30 日

三重県知事 一 見 勝 之

指定介護機関の名称	所在地	事業（サービス）の種類	休止年月日
訪問看護ステーションあやめ桑名	桑名市大字桑部 589-1	訪問看護	令和 6 年 6 月 30 日
訪問看護ステーションあやめ桑名	桑名市大字桑部 589-1	介護予防訪問看護	令和 6 年 6 月 30 日

三重県告示第 546 号

中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律（平成 6 年法律第 30 号）第 14 条第 4 項において準用する生活保護法（昭和 25 年法律第 144 号）第 54 条の 2 第 1 項の規定により、次のとおり介護支援給付のための居宅介護若しくは居宅介護支援計画の作成又は施設介護を担当させる機関を指定しました。

令和 6 年 7 月 30 日

三重県知事 一 見 勝 之

指定介護機関の名称	所在地	事業（サービス）の種類	指定年月日
榑谷内科クリニック	多気郡明和町金剛坂 816-66	居宅療養管理指導	令和 6 年 5 月 1 日
榑谷内科クリニック	多気郡明和町金剛坂 816-66	介護予防居宅療養管理指導	令和 6 年 5 月 1 日

三重県告示第 547 号

中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律（平成 6 年法律第 30 号）第 14 条第 4 項において準用する生活保護法（昭和 25 年法律第 144 号）第 50 条の 2（同法第 54 条の 2 第 5 項において準用する場合を含む。）の規定により、次のとおり指定介護機関から名称等の変更の届出がありました。

令和 6 年 7 月 30 日

三重県知事 一 見 勝 之

指定介護機関の名称	所在地	事業（サービス）の種類	変更事項	変更内容		変更年月日
				新	旧	
度会町訪問介護事業所	度会郡度会町棚橋 1202 番地	訪問型サービス（独自）	名称	度会町訪問介護事業所	度会町介護予防・日常生活支援総合事業訪問介護事業所	令和 6 年 6 月 21 日
訪問看護ステーションよいかん四日市	四日市市松寺 2 丁目 5-18	訪問看護	所在地	四日市市松寺 2 丁目 5-18	四日市市堀木 2 丁目 8-9 Refaga II 303 号室	令和 6 年 6 月 1 日
訪問看護ステーションよいかん四日市	四日市市松寺 2 丁目 5-18	介護予防訪問看護	所在地	四日市市松寺 2 丁目 5-18	四日市市堀木 2 丁目 8-9 Refaga II 303 号室	令和 6 年 6 月 1 日
訪問看護ここよ	津市八幡町津 2526 番地 4	訪問看護	所在地	津市八幡町津 2526 番地 4	津市垂水 522 番地 1	令和 6 年 3 月 1 日

三重県告示第 548 号

中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律（平成 6 年法律第 30 号）第 14 条第 4 項において準用する生活保護法（昭和 25 年法律第 144 号）第 50 条の 2（同法第 54 条の 2 第 5 項において準用する場合を含む。）の規定により、次のとおり指定介護機関から当該事業の廃止の届出がありました。

令和 6 年 7 月 30 日

三重県知事 一 見 勝 之

指定介護機関の名称	所在地	事業（サービス）の種類	廃止年月日
安塚薬局	鈴鹿市安塚町 1605	居宅療養管理指導	令和 6 年 5 月 31 日
安塚薬局	鈴鹿市安塚町 1605	介護予防居宅療養管理指導	令和 6 年 5 月 31 日

三重県告示第 549 号

中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律（平成 6 年法律第 30 号）第 14 条第 4 項において準用する生活保護法（昭和 25 年法律第 144 号）第 50 条の 2（同法第 54 条の 2 第 5 項において準用する場合を含む。）の規定により、次のとおり指定介護機関から当該事業の休止の届出がありました。

令和 6 年 7 月 30 日

三重県知事 一 見 勝 之

指定介護機関の名称	所在地	事業（サービス）の種類	休止年月日
訪問看護ステーション あやめ桑名	桑名市大字桑部 589-1	訪問看護	令和6年6月30日
訪問看護ステーション あやめ桑名	桑名市大字桑部 589-1	介護予防訪問看護	令和6年6月30日

三重県告示第 550 号

農産物検査法（昭和 26 年法律第 144 号）第 17 条第 7 項の規定により、次のとおり地域登録検査機関の登録事項の変更の届出がありましたので、同条第 9 項の規定により公示します。

令和 6 年 7 月 30 日

三重県知事 一 見 勝 之

1 登録年月日及び登録番号

平成 16 年 8 月 9 日 第 32 号

2 地域登録検査機関の名称、代表者の氏名及び主たる事務所の所在地

名称	代表者の氏名	主たる事務所の所在地
有限会社小牧肥料店	代表取締役 小牧 智也	三重県度会郡玉城町田丸 215

3 変更内容

代表者の氏名の変更

代表取締役 小牧 智也

三重県告示第 551 号

漁業災害補償法の規定による一定の区域の設定（平成 25 年三重県告示第 648 号）の一部を次のように改正し、公表の日から施行します。

なお、施行日前に責任期間が始まる共済契約については、なお従前の例によるものとします。

令和 6 年 7 月 30 日

三重県知事 一 見 勝 之

わかめ養殖業の表中

「

特定わかめ 坂手加入区	鳥羽磯部漁業協同組合のうち坂手の地区
----------------	--------------------

」

を

「

特定わかめ 坂手・菅島加入区	鳥羽磯部漁業協同組合のうち坂手及び菅島の地区
-------------------	------------------------

」

に改め、

「

特定わかめ 菅島加入区	鳥羽磯部漁業協同組合のうち菅島の地区
----------------	--------------------

」

を削る。

のり等養殖業の表中

「

特定のり 穴川加入区	鳥羽磯部漁業協同組合のうち穴川の地区
---------------	--------------------

」

を

「

特定のり 渡鹿野・三ヶ所・穴川加	鳥羽磯部漁業協同組合のうち渡鹿野、三ヶ所及び穴川の地区
---------------------	-----------------------------

入区	
----	--

に改め、

特定のり 三ヶ所加入区	鳥羽磯部漁業協同組合のうち三ヶ所の地区
特定のり 渡鹿野加入区	鳥羽磯部漁業協同組合のうち渡鹿野の地区

を削る。

公 告

三重県県税条例施行規則（昭和 34 年三重県規則第 48 号）第 68 条の 8 第 1 項の規定により届出のありました軽油引取税に係る免税証については、紛失した日から無効としました。

令和 6 年 7 月 30 日

三重県知事 一 見 勝 之

免税証の種類	用途	番号	枚数	有効期間	免税証に記載された販売業者の名称	紛失年月日
200券	農業	22305212530～ 22305212533	4	令和 6 年 4 月 1 日～ 令和 6 年 8 月 3 日	J A サービス三重北鶴川 原 S . S	令和 6 年 7 月 11 日

次のとおり三重県聴覚障害者支援センターに係る指定管理者を募集します。

令和 6 年 7 月 30 日

三重県知事 一 見 勝 之

1 施設の概要

(1) 名称

三重県聴覚障害者支援センター

(2) 所在地

三重県津市桜橋二丁目 131 番地 三重県社会福祉会館 5 階

(3) 規模等

開設 平成 24 年 4 月

構造 鉄筋コンクリート造

面積 227.51 m²

2 指定期間（予定）

令和 7 年 4 月 1 日から令和 12 年 3 月 31 日までとします。

3 指定管理者が行う業務

- (1) 三重県聴覚障害者支援センター（以下「センター」といいます。）の事業の実施に関する業務
- (2) センターの施設及び設備の維持管理及び修繕に関する業務
- (3) センターの管理上県が必要と認める業務

4 指定管理者の資格に関する事項

法人その他の団体であることその他募集要項に記載した資格要件を満たすこととします。
詳細については、募集要項を参照してください。

5 申請の手続等に関する事項

(1) 申請の方法

申請書に事業計画書その他募集要項で指定する書類を添付して提出してください。
詳細については、募集要項を参照してください。

(2) 募集要項の配布方法

7の場所で、令和6年7月30日（火）から同年8月9日（金）まで（三重県の休日を定める条例（平成元年三重県条例第2号）第1条に規定する休日（以下「休日」といいます。）は除きます。）の午前9時から午後5時まで配布します。また、募集要項については、県ホームページからもダウンロードすることができます。

なお、郵送を希望する場合は、宛先を明記し390円分の切手を貼付した返信用封筒を同封の上、7の場所へ請求してください。

(3) 現地説明会

令和6年8月19日（月）午後2時から行います。詳細については、募集要項を参照してください。

(4) 申請書類の受付

7の場所へ、令和6年8月26日（月）から同年9月2日（月）までの間に持参し、又は郵送してください。

なお、持参の場合は休日を除いた午前9時から午後5時まで（正午から午後1時までの間は除きます。）とし、郵送の場合は書留郵便で令和6年9月2日（月）午後5時必着とします。

6 選定及び指定の方法

提出された申請書類を基に三重県聴覚障害者支援センター指定管理者選定委員会で申請者の評価を行い、指定管理者の候補者を選定し、三重県議会における議決を経た後に、指定管理者を指定します。

7 担当部局

〒514-8570 三重県津市広明町13番地

三重県子ども・福祉部障がい福祉課 担当 西崎

電話 059-224-2274

ファクシミリ 059-228-2085

電子メール shoho@pref.mie.lg.jp

肥料の品質の確保等に関する法律（昭和25年法律第127号）第7条の規定により、次の肥料を登録しました。
令和6年7月30日

三重県知事 一見勝之

登録番号	肥料の種類	肥料の名称	保証成分量(%)		その他の規格	生産業者		登録年月日
			窒素全量	りん酸全量		氏名又は名称	住所	
三重県第1328号	副産動植物質肥料	AGRI SMILE バイオステイミュラント2号	2.5	1.5	含有を許される有害成分の最大量及びその他の制限事項は公定規格のとおり	株式会社AGRI SMILE	東京都千代田区神田小川町三丁目28番地5	令和6年3月13日

肥料の品質の確保等に関する法律（昭和25年法律第127号）第12条第2項の規定により、次の肥料の登録有効期間を更新しました。

令和6年7月30日

三重県知事 一見勝之

登録番号	肥料の種類	肥料の名称	保証成分量(%)			その他の規格	生産業者		更新後の登録の有効期限
			窒素全量	りん酸全量	内く溶性りん酸		氏名又は名称	住所	
三重県第1262号	魚かす粉末	魚粉末	7.0	6.0		該当なし	有限会社クリエ・ジャパン	大阪府柏原市国分東条町3番5号	令和12年3月30日
三重県第1263号	魚かす粉末	魚粉末	6.0	6.0		該当なし	有限会社クリエ・ジャパン	大阪府柏原市国分東条町3番5号	令和12年3月30日

三重県 第1261号	魚かす粉末	魚粉末	7.0	6.0		該当なし	有限会社岩倉	大阪府藤井寺市 川北3丁目1番4号	令和12年 3月30日
三重県 第1246号	配合肥料	有機入り 配合肥料 3号	1.0	32.0	28.0	含有を許される成分の最大値及びその制限事項は公定規格のとおり	大協肥糧株式会社	大阪府藤井寺市 川北2丁目1番29号	令和12年 4月10日
三重県 第1221号	乾燥菌体肥料	乾燥菌体肥料	5.0	2.0		含有を許される成分の最大値及びその制限事項は公定規格のとおり	辻製油株式会社	松阪市嬉野新屋 庄町565番地の1	令和9年 3月30日
三重県 第1238号	魚かす粉末	ARISA	7.0	5.0		該当なし	有限会社蓮華	尾鷲市三木浦町 277番地	令和12年 5月8日
三重県 第1264号	魚かす粉末	8-5 魚か す粉末	8.0	5.0		該当なし	株式会社服部	四日市市広永町 577番地	令和12年 6月27日
三重県 第1313号	肉骨粉	7.0 肉骨 粉2号	7.0	10.0		その他の制限事項は公定規格のとおり	株式会社服部	四日市市広永町 577番地	令和12年 7月8日
三重県 第1285号	魚かす粉末	8-7 魚か す粉末	8.0	7.0		該当なし	株式会社服部	四日市市広永町 577番地	令和12年 8月7日

肥料の品質の確保等に関する法律（昭和25年法律第127号）第14条の規定により、次の肥料の登録は失効しました。

令和6年7月30日

三重県知事 一見勝之

登録 番号	肥料の 種類	肥料の 名称	保証成分量 (%)				その 他の 規格	生産業者	
			窒 素 全 量	りん 酸 全 量	加 里 全 量	アル カリ 分		氏 名 又 は 称 名	住 所
三重県 第1253号	副産石灰 肥料	白砂生長				40.0	含有を許される有害成分の最大値及びその他の制限事項は公定規格のとおり	白塚水産加工 業協同組合	津市白塚町 3948番地
三重県 第1310号	なたね油 かす及び その粉末	5.1 N な たね油か す粉末	5.1	2.0	1.0		該当なし	辻製油株式会 社	松阪市嬉野新 屋庄町 565 番 地の 1

発行 三 重 県

三重県津市栄町1丁目891
三重県総務部法務・文書課
電話 059-224-2163

三重県公報は三重県ホームページにも掲載しています。 <https://www.pref.mie.lg.jp/>